

49 家畜衛生総合対策

【5, 352 (5, 671) 百万円】

対策のポイント

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病の発生予防及びまん延防止対策並びにそれを支える産業動物獣医師の育成・確保の徹底を図ることにより、畜産振興及び畜産物の安定供給に寄与します。

<背景／課題>

- ・口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等については、近隣のアジア諸国では最近も継続的に発生しており、人や物、渡り鳥等を介した我が国への侵入リスクは依然として極めて高い状況にあることから、引き続き、家畜疾病の発生予防のための取組及びまん延防止対策を徹底することが重要です。
- ・また、これらの対策を支え、家畜の健康を維持し、安全な畜産物の安定供給に寄与するため、引き続き、産業動物獣医師の育成・確保を図ることが必要です。

政策目標

- 家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止対策を徹底
- 産業動物分野に就業する獣医師の確保

<主な内容>

1. 家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止

5, 084 (5, 406) 百万円

- (1) 家畜の伝染性疾病の発生予防を図るため、生産者自らが地域の獣医師等の指導を受けながら行う飼養衛生管理の向上のための取組を支援します。
- (2) 口蹄疫等の発生時に防疫措置が迅速・的確に講じられるよう、家畜伝染病予防法に基づき、防疫に要する経費の支援、手当金・特別手当金の交付等を行うとともに、口蹄疫埋却地の原状復旧を支援します。

補助率：10/10、1/2等
事業実施主体：都道府県、民間団体等

2. 家畜の伝染性疾病の海外からの侵入防止

147 (154) 百万円

人や物を介する口蹄疫等の伝染性疾病の我が国への侵入を防止するため、家畜伝染病予防法に基づき、入国者に対し質問を行い、必要に応じ携帯品の消毒を行うとともに、検疫探知犬を増頭する等、水際での防疫措置の徹底を図ります。

(事業実施主体：動物検疫所)

3. 産業動物獣医師の育成・確保(拡充)

121 (110) 百万円

家畜診療や防疫を担う産業動物獣医師の育成・確保を図るため、獣医学生に対する臨床実習や修学資金の貸与、臨床獣医師に対する卒後研修を実施します。

補助率：定額(1/2以内等)
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

- | | | |
|--------|----------------|--------------------|
| 1、2の事業 | 消費・安全局動物衛生課 | (03-3502-5994 (直)) |
| 3の事業 | 消費・安全局畜水産安全管理課 | (03-3501-4094 (直)) |